

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス秋篠店

所在地 奈良市秋篠町一三四八一一ほか

二 奈良市から聴取した意見の概要

1 環境政策課

夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果が、敷地境界において規制基準を超過している。騒音規制法に定める特定施設を設置する場合は、規制基準を遵守するよう、騒音防止対策に関して本市と協議すること。

また、事業活動に伴って公害苦情等が発生した際は、事業者の責任において解決すること。

2 都市計画課

当該計画地は、「秋篠町地区計画」で地区整備計画を定めているので、これを遵守すること。

3 開発指導課

申請区域内の里道及び水路について管理者と十分に協議を行った上で、開発区域の範囲について担当課と協議すること。

また、建築物の各々の建築敷地について担当課と十分に協議を行った上で、開発区域内の土地利用について担当課と協議すること。

4 商工労政課

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境を保持するため、各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守し、大規模小売店舗立地法第四条の規定による指針を最大限尊重すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年二月十九日から同年三月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きま
す。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで